

平成 31 (2019) 年度 社会福祉法人共働福祉会
法人事業計画

○はじめに

法人設立14年目を迎える2019年度は、これまで培ってきた事業運営、支援技術を活かし、利用者がさらに自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適切かつ効果的な支援を日々考え行っていく。そしてこれからの5年、10年先の法人の姿をイメージしながら、自分たちに課せられた使命が十分に果たせるように現状維持ではなく「改善」「向上」に励んでいく。

○制度面より

2018年度は報酬単価も含めて大きな制度改革が成された。迎える2019年度、大きな変化は挙げられていないものの、今年の大規模な税制改革である「消費税10%に増税」に伴う報酬改定に関して、事業所が負担する課税費用については障害福祉サービス等報酬で適切に補填するとして報酬単価を平均0.44%アップしている。また処遇改善の面では人材確保のための取り組みを一層進めるために、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善が進んでいる。以上の2点は増税時期の10月より実施されることが決まっている。

社会福祉法人の情報公開の義務化については、各法人の現況報告書を自法人ならびに所定のホームページ上で閲覧できるようにするなどの体制が整備され透明化が進んでいるが、児童対象の放課後等デイサービス事業では支援の質の確保を図るため、この4月からは職員・保護者によるサービスに対する自己評価の公表が求められることとなった。放課後デイは処遇の格差が問題視されていることもありこのような取組が必要となったが、同様の動きは他の事業でもすすんでいくとみられる。公表することは、自身・自事業所における支援を振り返り、よりよい事業所づくりにむすびつくため定期的に行っていく。

○施設整備

2019年度は、翌年度またそれ以降に予定している事業の新設、運営体制の変更に向けた建物の整備、土地の取得を行っていく（3件）。

・グループホームの開設

2020年4月開設に向けて、資金面で福山市より内定を受けている施設整備計画に伴う国庫補助の受理に向けた動きを進めていく。現段階で9月着工、来年2月までには完成の予定である。

・久松共働センターにおける活動環境の充実に向けた施設整備

現在久松共働センターで行っている主な3事業すべての部屋が手狭となっているため、隣接地に新たに作業棟の建設を計画。これにより活動スペースが大幅に改善され、各事業とも充実した活動を行うことができる

・福山共働センター 隣接地の取得

現在職員の駐車スペースとして無償で借りている隣接地の購入を計画。活動スペースの確保、そして今後の事業拡大に向けた動きが現実的なものとなる。

○人材の確保と育成

福祉現場における職員の就職率・定着率は周知の課題とされており、当法人においても同じことが言える。ましてや今後の事業展開を見据えた上で、法人の力となるべき人材、そして日々の業務の遂行に欠かせないスタッフの確保は安定した事業運営の必須条件である。そのため、まずは採用プロジェクトチームをスタートさせ、2020年新卒者の獲得に向けた動きを現在とっているところである。大手就活サポート業者の力も借りながら、今後は毎年の採用が見込めるようなノウハウを確立させ安定した職員体制のもと各事業を運営し、利用者支援にむすびつけることが望まれるところである。

あわせて、入職者をどのようにして障害福祉事業また共働福祉会の魅力にひきこみ、そして自身の力を十分に発揮してもらうための人材育成も同時に行っていくかなんてはならない。それには支援技術の伝承とともに風通しの良い職場環境が求められる。同僚、上司との定期的な対話により、安心して活躍できる職場を築いていく。

○“連携”について

我々福祉事業者は利用者を中心とした多種多様な連携が求められることは言うまでもない。実支援も含めた「地域共生社会」の一役を担うものとして何ができるのか、まだはっきりとした成果は今のところ見いだせてはいないが、今後も地域福祉貢献活動協議会の活動に積極的に参加しながら、自法人ならではの活動を模索し実施していく。

また、同業者との横のつながりを強化しながらさらにもうひと枠超えたつながりとして、学生を巻き込んだ活動を展開していく。元気、若さあふれる姿はイベントの運営サポートはもちろん、利用者・職員にも力を与えてくれるものである。日頃から接する機会を設けて各種行事、スポーツ交流などにおいて協力を求めるとともに、一方で私たちならではの情報提供「福祉の魅力」「利用者が懸命に取り組む姿」を発信していきたい。

次年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 種類及び名称

(ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型

(イ) 久松共働センター 生活介護

(ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業

(エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業

- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす
- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

※なお、福山共働センター 就労移行支援事業は、
平成 30 年 4 月 1 日より平成 32 年 3 月 31 日まで休止中

(3) 管理者

戸田 榮次 以下 5 事業所管轄

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

井原 俊博 以下 3 事業所管轄

- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

(4) 所在地

福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 役員・評議員の状況

(役員) 理事 6 名 監事 2 名

理事長 戸田 榮次

理事 戸田 榮次

江草 要

中澤 則之

瀧口 清美

小迫 紀澄

戸田 清二

監事 江草 克己

江草 和広

(評議員) 7 名

野村 守

広川 昌彦

三島 麗子

高橋 宏治

品川 裕見子

丸尾 富美子

藤原 大輔

3. 行事等実施計画

平成31年	5月	理事会の開催
	6月	評議員会の開催
	11月	監事等研修会
	12月	理事会の開催 役員懇親会開催
平成32年	3月	理事等研修会 理事会の開催 評議員会の開催

以上

平成 31 (2019) 年度 社会福祉法人共働福祉会

久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

・生活介護 20 人

・就労継続支援 B 型 20 人

○障害児通所支援事業

事業所名：サニーふれいず

放課後等デイサービス 10 人

○福山市地域生活支援事業

・日中一時支援事業 10 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人 (兼務)	サービス管理責任者	1 人 (兼務)
看護師	2 人 (兼務)	生活支援員	18 人 (内 3 人兼務)
調理員	1 人 (兼務)	医師	1 人 (嘱託)

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人 (兼務)	サービス管理責任者	1 人 (兼務)
生活支援員	1 人	職業指導員	3 人
目標工賃達成指導員	1 人	調理員	1 人 (兼務)
医師	1 人 (嘱託)		

・放課後等デイサービス

管理者	1 人 (兼務)	児童発達支援管理責任者	1 人 (兼務)
指導員	7 人	医師	1 人 (嘱託)

・日中一時支援

管理者	1 人 (兼務)	指導員	11 人 (兼務)
-----	----------	-----	-----------

※指導員は障害福祉サービス事業と兼務 開所日に 2 名ローテーション勤務

(日中一時支援開所日は 障害福祉サービス事業は休業日)

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1 人 (兼務)	相談支援専門員	1 人 (専任)
		相談支援専門員	1 人 (兼務)

4. 事業開始予定年月日

事業開始	2019年4月1日
事業完了	2020年3月31日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年2回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
（平成17年11月7日法律第123号）
 - ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
 - ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、
 - 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
 - ・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
 - ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援

- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 放課後等デイサービス

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(4) 日中一時支援

- ① 食事の提供・身辺介護・健康管理
- ② 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための必要な支援
- ③ 機能訓練及び社会適応訓練

(5) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
- ② 支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨

(6) 作業内容

・生活介護

- ① 菓子箱折り
- ② キット（CDボックス等）の袋入れ
- ③ 無料地域情報誌の配布
- ④ ネジへのワッシャーはめ

・就労継続支援B型

- ① 乾燥野菜・その他食品の袋詰め
- ② 染料を使用した自主製品づくり
- ③ 獣害対策用ワイヤーネットの設置
- ④ 水福（水産と福祉）連携による養殖事業 ※2019年3月現在準備中

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス利用者は可能な際に参加する）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援B型

9:45	開所	
10:00～10:10	朝の会	
10:10～12:00	作業・活動	
12:00～13:00	休憩	
13:00～15:00	作業・活動	
15:00～15:15	休憩	
15:15～15:40	作業・活動	掃除
15:40～15:45	終わりの会	
15:45～	送迎車 乗車	
16:00～	帰路出発	

○放課後等デイサービス（休業日）

9:00	開所	
9:00～9:10	朝の会	
9:10～12:00	活動	
12:00～13:00	昼食・休憩	
13:00～15:00	活動	
15:00～15:15	休憩	
15:15～16:45	活動・掃除	
16:45～16:55	終わりの会	
16:55～	送迎車 乗車	
17:00～	帰路出発	

○放課後等デイサービス（放課後支援）

14:30～	迎え（各学校へ）	
15:00～15:30	送迎	
15:30～17:00	活動	
17:00～	帰路出発	

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

平成31（2019）年度 社会福祉法人共働福祉会

福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成731

2. 利用定員

生活介護	10人
就労継続支援B型	20人
就労移行支援事業	0人（2018・2019年度休止）

3. 職員定数

生活介護

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
看護師	1人（兼務）	生活支援員	8人（内1名兼務）
医師	1人（嘱託）		

就労継続支援B型

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
生活支援員	3人	職業指導員	1人
目標工賃達成職員	1人	医師	1人（嘱託）

就労移行支援

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
就労支援員	0人	職業指導員	0人
生活支援員	0人	医師	1人（嘱託）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	2019年4月 1日
事業完了	2020年3月31日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年2回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年2回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(3) 就労移行支援

- ① 就労移行支援計画の作成
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ③ 施設外就労、職場実習の実施
- ④ 公共職業安定所での求職登録及び求職活動の支援
- ⑤ 職場定着に向けた相談等の支援の継続
- ⑥ その他利用者の支援に関する事

3. 作業内容（生産活動）

（1）生活介護

- ①キット BOX の袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他内職作業

（2）就労継続支援 B 型

- ①ラジコンヘリコプター用部品の袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③軍手の検査・結束・機械仕上げ
- ④その他内職作業
- ⑤施設外就労

7. 健康管理

年 2 回健康診断（6 月、12 月）

8. 防災計画

年 2 回防災訓練（9 月、3 月）

9. 日 課

9 : 45 ~	開所
9 : 45 ~ 10 : 00	朝の会
10 : 00 ~ 11 : 00	作業・活動
11 : 00 ~ 11 : 15	休憩
11 : 15 ~ 12 : 00	作業・活動
12 : 00 ~ 13 : 00	休憩
13 : 00 ~ 14 : 30	作業・活動
14 : 30 ~ 14 : 45	休憩
14 : 45 ~ 15 : 30	作業・活動
15 : 30 ~ 16 : 00	清掃・終わりの会
16 : 00 ~	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり